

山梨県公報

第六十二号

令和二年

一月六日

月曜日

目次

告示

- 指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種の指定の案……………一
○道路の供用開始……………一
○国土調査の成果の認証……………一
○家畜商講習会の開催……………二

告示

山梨県告示第一号

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第八條第一項の規定により、次のとおり指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種を指定したので、同条第二項の規定により、当該指定の案を次のとおり縦覧に供する。
令和二年一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 指定希少野生動物植物種の指定の案(一種)

指定しようとする希少野生動物植物種	指定しようとする理由
ヒメスズムシソウ(ラン科)	個体数や生育地が少なく、生育環境の悪化や採取のおそれもあることから、特に保護を図る必要がある。

二 特定希少野生動物植物種の指定の案(一種)

指定しようとする希少野生動物植物種	指定しようとする理由

ヒメスズムシソウ(ラン科)

園芸目的の採取等のおそれのある種であり、個体の譲り渡し等を監視する必要がある。

三 縦覧場所 山梨県森林環境部みどり自然課及び各林務環境事務所

四 縦覧期間 この告示の日から令和二年一月十九日まで

五 意見書の提出等

1 利害関係人は、縦覧期間が終了するまでの間に、知事に対して指定の案についての意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先 山梨県森林環境部みどり自然課 甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年一月二十七日まで一般の縦覧に供する。
令和二年一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山北山中湖線	南都留郡山中湖村平野字宮脇 九五二番一地从先から 南都留郡山中湖村平野字宮脇 一九五三番一地从先まで	三七・一	令和二年一月七日

公告

● 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和二年一月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 調査を行った者の名称 身延町

- 二 調査を行った時期 平成二十六年四月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字夜子沢の一部
- 五 認証年月日 令和元年十二月十八日

● 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和二年一月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開催の日時及び場所

- 1 日時 令和二年二月十二日（水）及び同月十三日（木）午前八時四十五分から午後五時十五分まで

二 講習の内容及び時間

- 1 家畜の取引に関する法令 四時間
- 2 家畜の品種及び特徴 四時間
- 3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間
- 三 受講手続 受講希望者は、講習手数料三千五百二十円に相当する額面の山梨県収入証紙及び写真（受講前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四センチメートル、無帽、正面上半身像のもの）一枚を貼り付けた受講申請書及び八十四円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を提出すること。ただし、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の四第一項ただし書の規定による講習の免除を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出すること。
- 四 受講申請書受付期間 この公告の日から令和二年一月二十日（月）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送で提出する場合は、山梨県農政部畜産課経営流通担当宛てに同月二十日（月）までに到達するように送付すること。
- 五 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部畜産課
- 六 その他
 - 1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の当日に、会場で実費配布する。

2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五―二三三―一六〇五）に問い合わせること。